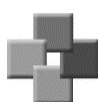


2025年度 募集要項

精神保健福祉学科(通信課程)

<一般養成課程>

<短期養成課程>



学校法人 RWF グループ

四国中央医療福祉総合学院

精神保健福祉士について

精神保健福祉士とは、1997年に誕生した精神保健福祉領域のソーシャルワーカーの国家資格です。

21世紀はこころの時代と言われていています。多様な価値観が錯綜する時代であって、こころのあり様は私たちがもっとも関心を寄せる問題の一つとなっています。

特に、わが国では、たまたまこころの病を負ったことで、さまざまな障害を抱えた人々に対する社会復帰や社会参加支援の取り組みは、先進諸国の中で制度的に著しく立ち遅れた状況が長年続いていました。近年になり、関係法の改正などにより、ようやく精神障害者も私たちと同じ一市民として地域社会で暮らすための基盤整備が図られることとなりました。

精神保健福祉士(MHSW:Mental Health Social Worker)は、精神科ソーシャルワーカー(PSW:Psychiatric Social Worker)という名称で、1950年代より精神科医療機関を中心に医療チームの一員として導入された歴史のある専門職です。社会福祉学を学問的基盤として、精神障害者の生活問題や社会問題の解決、社会参加に向けての支援活動を通して、その人らしいライフスタイルの獲得を目標としています。

さらに、高ストレス社会といわれる現代であって、広く国民の精神保健保持に資するために、医療、保健、そして福祉にまたがる領域で活躍する精神保健福祉士の役割はますます重要になってきています。

精神保健福祉士の資格取得には、国家試験に合格することが必要です。

本課程を修了することにより、精神保健福祉士国家試験の受験資格が取得できます。

目次

〔募集概要〕 P1～

■ 取得資格	1
■ 募集定員・修業年限	1
■ 出願(入学)資格	1
■ 入学金等納入金	2
■ 出願受付期間・入学手続き期限	2
■ 選考方法・選考結果通知	2
■ 出願方法・出願書類	2
■ 入学手続きから学習開始まで	5
■ 学院出身者優遇制度	6
■ 家族優遇制度	6
■ 教育訓練給付制度	6
■ 貸付制度	6

〔出願書類様式〕 P17～

■ 入学願書記入例	17
■ 実務経験申告書・証明書(個票)記入例	18
■ 入学願書	19
■ 小論文用紙	20
■ 実務経験申告書	21
■ 実務経験証明書(個票)	22
■ 精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目履修証明書	23
■ 社会福祉士「ソーシャルワーク実習」履修証明書	24
■ A 入学選考料[振込証明書]貼付台紙	25
■ B 写真票	25
■ C 入学願書受付通知/D 入学手続き完了通知	25
■ 振込依頼書[入学選考料]	26

〔学習内容〕 P7～

■ 学習概要	7
■ 学習計画 <一般養成課程>	8
<短期養成課程>	9
■ 基礎科目について	10
■ 精神保健福祉に関する相談援助業務とは	11
<業務従業期間の計算方法>	12
<対象となる施設(事業)・職種>	12
■ スクリーニング会場案内図等	裏表紙

OPEN CAMPUS 個別相談会実施中

お気軽にお問い合わせください！

TEL 0896-24-1000 (平日 9:00～18:00)

MAIL info@rwf.ac.jp
⇒メール作成画面へ



〔募集概要〕

■ 取得資格

精神保健福祉士国家試験受験資格

■ 募集定員・修業年限

課 程	募集定員	修業年限	学習期間
精神保健福祉学科(通信課程) ＜一般養成課程＞	50名	1年8ヶ月	2025年4月～2026年11月30日
精神保健福祉学科(通信課程) ＜短期養成課程＞	50名	9ヶ月	2025年4月～2025年12月31日

※ 在学可能期間は入学から4年間です。

■ 出願(入学)資格

四国4県および岡山県に在住の方で、以下のいずれかに該当する方

＜一般養成課程＞
<p>大学等(4年制)卒業 ※1</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内の4年制大学・4年制専門学校を卒業または2025年3月末までに卒業見込みの方 国内の大学院を修了または2025年3月末までに修了見込みの方
<p>短大等(3年制)卒業 + 実務経験1年 ※1・2</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内の3年制短期大学・3年制専門学校(夜間・通信を除く)を卒業し、指定施設※3において1年以上の精神障害者に対する相談援助業務の実務経験がある方
<p>短大等(2年制)卒業 + 実務経験2年 ※1・2</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内の2年制短期大学・2年制専門学校を卒業し、指定施設※3において2年以上の精神障害者に対する相談援助業務の実務経験がある方
<p>実務経験4年 ※1・2</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定施設※3において4年以上の精神障害者に対する相談援助業務の実務経験がある方
＜短期養成課程＞
<p>社会福祉士 ※1</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉士である方または2025年3月31日時点で社会福祉士登録見込みである方
<p>福祉系大学等(4年制)卒業 ※1</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内の4年制福祉系大学・4年制福祉系専門学校において基礎科目(P10)を修めて卒業または2025年3月末までに卒業見込みの方 国内の4年制大学・4年制専門学校を卒業し、養成施設等で基礎科目(P10)を修めた方
<p>福祉系短大等(3年制)卒業 + 実務経験1年 ※1・2</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内の3年制福祉系短期大学・3年制福祉系専門学校(夜間・通信を除く)において基礎科目(P10)を修めて卒業し、指定施設※3において1年以上の精神障害者に対する相談援助業務の実務経験がある方 国内の3年制大学・3年制専門学校(夜間・通信を除く)を卒業し、指定施設※3において1年以上の精神障害者に対する相談援助業務の実務経験があり、養成施設等で基礎科目(P10)を修めた方
<p>福祉系短大等(2年制)卒業 + 実務経験2年 ※1・2</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内の2年制福祉系短期大学・2年制福祉系専門学校において基礎科目(P10)を修めて卒業し、指定施設※3において2年以上の精神障害者に対する相談援助業務の実務経験がある方 国内の2年制大学・2年制専門学校を卒業し、指定施設※3において2年以上の精神障害者に対する相談援助業務の実務経験があり、養成施設等で基礎科目(P10)を修めた方
<p>※1 指定施設※3において1年以上の精神障害者に対する相談援助業務の実務経験がある方は「ソーシャルワーク実習」および「ソーシャルワーク実習指導」(レポート・スクーリング)の履修を免除します(P7)。 ※2 実務経験の必要年数はいずれも2025年3月31日時点において満たしている(満たす見込みである)こと。 ※3 実務経験の対象となる指定施設については、P12～16の＜対象となる施設(事業)・職種＞に該当すること。</p>

■ 入学金等納入金

課 程	入学検定料 (出願時)	学 費 ※2		
		入 学 金 ※1	通信・面接授業料	実 習 費 ※3
<一般養成課程>	10,000 円	20,000 円	300,000 円	95,000 円
<短期養成課程>	10,000 円	20,000 円	210,000 円	95,000 円

※1 学院出身者優遇制度・家族優遇制度該当者は、入学金を免除します(P6)。
 ※2 学費にテキスト代は含まれません。指定テキストの購入は各自で行います(P5)。
 ※3 実習費は、実習が必要な方にのみかかる費用です。実習実施の際は、別途学生保険費用がかかります(P5)。

■ 出願受付期間・入学手続き期限

募集区分	受付期間	選考結果通知発送日	入学手続き期限
1次募集	2024年9月2日(月) ～2024年10月31日(木)必着	各募集区分受付期間 最終日より10日以内	2024年12月6日(金)
2次募集	～2024年12月9日(月)必着		2025年1月10日(金)
3次募集	～2025年1月20日(月)必着		2025年2月21日(金)
4次募集	～2025年2月25日(火)必着		2025年3月21日(金)
5次募集	～2025年3月17日(月)必着		2025年3月28日(金)

※ 定員に達した場合、それ以降の募集は行いません。

■ 選考方法・選考結果通知

1. 選考方法

募集区分ごとに、小論文および出願書類により選考します。

※ 選考結果に関わらず出願書類および入学選考料の返還はいたしかねます。

2. 選考結果通知

選考結果は、募集区分ごとに、各募集区分の出願受付期間最終日以降、10日以内に通知します。

合格者には「入学手続き等のご案内」を同封します。実習免除や科目免除該当者にはその旨を併せてお知らせします。

■ 出願方法・出願書類

1. 出願方法

以下の(1)～(5)の書類を揃え、入学選考料(10,000円)をお振込みのうえ、下記まで簡易書留にて送付ください。各書類については、「2. 出願書類について」(P3～5)をよくお読みください。

〒799-0422 愛媛県四国中央市中之庄町 1684-10

四国中央医療福祉総合学院 通信課程 事務局

※ 市販の封筒で出願される場合は、「精神保健福祉学科(一般/短期)出願書類在中」と記入ください。

※ 本学院まで直接お持ちいただく場合は、下記の時間帯をお願いします。

平日:8時30分～17時30分

土曜日:9時～17時

(日曜祝日年末年始 閉門)

(1) 入学願書

(2) 小論文用紙

(3) A 入学選考料[振込証明書]貼付台紙/B 写真票/C 入学願書受付通知/D 入学手続き完了通知

(4) 選考結果通知用封筒(本学院所定の封筒でない場合、長形3号封筒を用意ください)

(5) 出願資格において必要な書類

出願資格 必要書類	<一般養成課程>			<短期養成課程>		
	4年制大学等 卒業	短大等卒業 +実務経験	実務経験 4年	社会福祉士	4年制福祉系 大学等卒業	福祉系短大等 卒業+実務経験
① 卒業(見込み)証明書	○	○	—	—	○	○
② 実務経験(見込み)申告書	△	○	○	△	△	○
③ 実務経験(見込み)証明書	△	○	○	△	△	○
④ 基礎科目履修証明書	—	—	—	—	○	○
⑤ 社会福祉士「ソーシャル ワーク実習」履修証明書	△	—	—	△	△	—
⑥ 社会福祉士登録証の コピー	—	—	—	○	—	—
⑦ 成績証明書および シラバス	△	△	△	△	△	△
⑧ 旧氏名が確認できる 戸籍抄本等の証	△	△	△	△	△	△

※ ○の証明書等は、各出願資格において必ず必要な書類です。

※ 本学院の卒業(修了)生の場合、本学院ホームページのヘッダー 卒業生の方へ から「証明書交付願」をダウンロードのうえ記入し、手数料分の郵便小為替と併せて同封ください。

※ △の証明書等については「2. 出願書類について」を確認のうえ、該当される方は提出ください。

※ 見込みの証明書で出願される方は、実際に卒業(修了)または実務経験を満たした後、改めて証明書等の提出が必要です。

2. 出願書類について

(1) 入学願書 (P19)

出願資格および学習内容等(P7~9)をよく確認のうえ出願ください。

(2) 小論文用紙 (P20)

下記の課題について、小論文を作成ください。

課題「志望する動機と精神保健福祉士としての将来の課題を800字から1,000字以内で述べてください。」

[手書きの場合] 所定の用紙に横書きで、黒の消えないペンを使用し作成

[パソコンの場合] 下記の原稿用紙設定で作成

罫線	スタイル	マス目付き原稿用紙
	文字数×行数	20×20
ページ	用紙サイズ	A4
	印刷の向き	縦
	文字列の方向	横書き
ヘッダー	受験学科・氏名・生年月日記入	

(3) A 入学選考料[振込証明書]貼付台紙 (P25)

貼付する振込証明書は、銀行ATM発行の受領書のコピーやネット銀行の振込明細等でも差し支えありません。振込明細等が大きい場合は、貼付せずに同封いただいても問題ありません。

【振込先】 愛媛銀行 三島支店 普通預金 5079737

※ 巻末の振込依頼書(P26)を使用しない場合は、振込人名の氏名の前に、各課程のコード番号
<一般養成課程>は 6、<短期養成課程>は 7 を入力ください。

※ ゆうちょ銀行からの送金は、ゆうちょ口座をお持ちでなければ利用できません。

B 写真票

入学後学生証を作成します。証明写真[運転免許証サイズ(縦 3cm×横 2.4cm)]を貼付ください。

C 入学願書受付通知

入学願書受付通知を希望される方は、あて名を記入のうえ 85 円切手を貼付ください。

D 入学手続完了通知

入学手続完了通知を希望される方は、あて名を記入のうえ 85 円切手を貼付ください。

(4) 選考結果通知用封筒(長形 3 号封筒)

あて名を記入のうえ、定形郵便 110 円＋速達料金分の切手を貼付ください。

(5) 出願資格において必要な書類

※ 本学院の卒業(修了)生の場合、本学院ホームページのヘッダー 卒業生の方へ から「証明書交付願」をダウンロードのうえ記入し、手数料分の郵便小為替と併せて同封ください。

① 卒業証明書

- 「卒業証書」とは異なります。発行から 1 年以内の「卒業証明書」を提出ください。
- 現在の氏名が卒業証明書と異なる場合は、戸籍抄本等の証を併せて提出ください。
- 「卒業見込み証明書」で出願される方は、実際に卒業した後改めて「卒業証明書」を提出ください。
- 入学資格が「実務経験 4 年」および「社会福祉士」(登録見込み含む)の方は、提出する必要はありません。

② 実務経験(見込み)申告書 ・ ③ 実務経験(見込み)証明書 (P21、22)

- 2025 年 3 月 31 日時点で指定施設(P12～16)において精神障害者に対する相談援助業務の実務経験が 1 年以上ある方は「実務経験申告書」および「実務経験証明書(個票)」の提出により、精神保健福祉士「ソーシャルワーク実習」および「ソーシャルワーク実習指導」を免除します。
- 証明が必要な従業期間(必要年数 1～4 年)は、出願資格によって異なります。従業期間は、実務経験の対象となる施設(事業)種類および職種(P12～16)に従事する(した)期間のみ記入ください。
- 見込みで出願される方は、両様式をコピーのうえ従業期間の見込みの□にレ点を入れ、「実務経験見込み申告書」および「実務経験見込み証明書」として提出ください。実際に必要な期間を満たした後、改めて「実務経験申告書」および「実務経験証明書(個票)」を提出ください。
- 「実務経験申告書」は、1 枚に複数の施設(事業)種類・職種を記入できます。同法人内での異動の場合も欄を分けて記入ください。
- 「実務経験証明書(個票)」は、1 施設(事業)種類・1 職種ごとの証明が必要です。複数の施設(事業)種類および職種の証明を受ける場合は、様式をコピーして使用ください。

④ 精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目履修証明書 (P23)

社会福祉士(登録見込み含む)以外の方が短期養成課程に出願する場合に必要です(P10～11)。

⑤ 社会福祉士「ソーシャルワーク実習」履修証明書 (P24)

精神保健福祉士「ソーシャルワーク実習」が必要な方で、社会福祉士養成課程において「ソーシャルワーク実習」を修得している方は、履修証明書の提出により、規定する障害福祉サービス事業所等における実習時間 120 時間のうち 60 時間を免除します。

ただし、医療機関における実習時間 90 時間は規定時間数のとおり行います。

⑥ 社会福祉士登録証のコピー

- 現在の氏名が社会福祉士登録証と異なる場合は、戸籍抄本等の証を併せて提出ください。
- 社会福祉士登録見込みで出願される方は、入学願書の出願資格の見込み欄にチェックをお願いします。社会福祉士登録後の登録証のコピーご提出で正式なご入学となります。

⑦ 成績証明書およびシラバス

他の学校において修得した科目について、現行カリキュラム(P8～9)の教育内容相当と認められる場合、本課程の総履修時間数の2分の1を超えない範囲で読替による履修(履修免除)とすることができます(履修免除による学費の減額等はありません)。

既修得科目読替を希望する場合、以下2つの書類を提出ください。

シラバスの提出がなければ読替による履修とすることができません。認められる履修免除科目は、選考結果通知に併せて記載します。

I. 成績証明書(単位修得証明書等)

科目を修得した学校の長等の公印のある最終成績が記載された証明書

II. シラバス(講義概要)

読替希望科目が記載される修得該当年度のシラバス(コピー可)

※科目シラバスに大学名等が記載されていない場合は、シラバスの表紙も提出ください。

※インターネット上で公開されているシラバスの場合も同様に、読替希望科目のシラバスおよび表紙を印刷して提出ください。

⑧ 旧氏名が確認できる戸籍抄本等の証

提出される各種証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合は、戸籍の個人事項証明書(戸籍抄本)や旧氏名が記載された住民票等、同一人物であることを確認できる公的な書類を提出ください。

■ 入学手続きから学習開始まで

1. 入学手続き

- 合格者には、選考結果通知と併せて「入学手続き等のご案内」および「指定テキスト一覧・購入方法」をお知らせします。
- 入学手続きは、入学金および通信・面接授業料を期限(P2)までに納入することで完了します。
- 指定テキストは、本学院がお知らせする書店にて申込みおよび購入ができます(他の書店等で購入いただいても差し支えありません)。

課 程	指定テキスト	参考価格
<一般養成課程>	『最新 精神保健福祉士養成講座』 (共通科目13巻+精神専門科目8巻・中央法規出版)	約61,000円
<短期養成課程>	『最新 精神保健福祉士養成講座』 (共通科目1巻+精神専門科目8巻・中央法規出版)	約28,000円

- 実習費および実習にかかる保険料については、入学時に納入する必要はありません。実習が必要な方には、入学後別途お知らせします。

課 程	実 習 費	実習にかかる保険料	納入期限目安
<一般養成課程>	95,000円	約3,000円	2025年12月中旬
<短期養成課程>	95,000円	約2,000円	2025年8月中旬

- 出願後入学を辞退される場合は、ご連絡をお願いします。入学手続き完了後でも2025年3月31日までに申し出があれば、入学金以外の納入金については返還します(2025年4月1日以降は対応いたしかねます)。

2. 学習開始

4月初旬に「学習の手引き」等通信学習教材を送付します。テキストをもとに自宅学習を行い、学習計画に沿って5月よりレポート提出を開始します(P8～9)。

■ 学院出身者優遇制度

出願者本人が本学院の卒業生または修了生の場合、入学金を免除します。

■ 家族優遇制度

出願者の父母兄弟姉妹が本学院の卒業生または修了生もしくは在生学生の場合、入学金を免除します。また、出願者が父母兄弟姉妹で2人同時に入学する場合、1人分の入学金を免除します。

該当者は、入学手続きの際に戸籍謄本等の家族関係が証明できる書類の提出をお願いします。

■ 教育訓練給付制度

1. 教育訓練給付制度について

- 働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、雇用保険に基づき厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部が支給されるものです。
- ご自身の受給資格につきましては、お近くのハローワークにお問い合わせください。

2. 本学院の指定講座・申請手続きおよび給付について

精神保健福祉学科(通信課程) <一般養成課程>

- **一般教育訓練給付制度** 厚生労働大臣指定講座の対象です。

指定番号	実習免除なし	3820054-1910032-7
	実習免除あり	3820054-2210022-4

※ 指定番号は変更になる場合があります。

- **一般教育訓練給付制度の申請手続き・給付は課程修了後**となり、ハローワークにて行います。
- 教育訓練経費(P2・学費)の20%(最大1年分)に相当する額がハローワークより支給されます。
参考:実習免除なしの場合約51,400円、実習免除ありの場合約40,000円
- 受講開始日は「学習の手引き」等の発送日となり、「入学手続きのご案内」でお知らせします。
- 受講修了(予定)日は2026年11月30日です。
- 課程修了までに制度利用希望の有無を確認し、課程修了後、希望される方に申請に必要な書類を発行します。

精神保健福祉学科(通信課程) <短期養成課程>

- **専門実践教育訓練給付制度** 厚生労働大臣指定講座の対象です。

指定番号	実習免除なし	3810004-1620011-9
	実習免除あり	3810004-2220021-1

※ 指定番号は変更になる場合があります。

- **専門実践教育訓練給付制度の申請手続きは、受講開始前(原則として1ヶ月前まで)**にハローワークにて行います。
- 申請には訓練前キャリアコンサルティングを受ける必要がありますので、余裕をもって手続きすることをおすすめします。出願前でも手続きは可能です。
- 受講開始日は「学習の手引き」等の発送日となり、「入学手続きのご案内」でお知らせします。
- 受講修了(予定)日は2025年12月31日です。
- 教育訓練経費(P2・学費)の50%(修了後資格を取得し1年以内に被保険者として雇用された場合70%)に相当する額がハローワークより支給されます。
参考:実習免除なしの場合約162,500円(227,500円)
実習免除ありの場合約115,000円(161,000円)
- 制度利用の有無の確認は、入学後(第2回スクーリング時期)行います。利用される方には、受講開始から半年後および修了後、申請に必要な書類を発行します。

■ 貸付制度

- 日本政策金融公庫「国の教育ローン」
- オリコ「学費サポートプラン」(学校提携教育ローン)
- ひめぎんの個人向けローン「教育ローン」
- 母子父子寡婦福祉資金貸付制度(最寄りの地方公共団体の福祉担当窓口にお問い合わせください) 等

〔学習内容〕

■ 学習概要

通信課程では、以下 3 つを履修します。

1. レポート(テキスト学習)

学習計画に沿ってレポートを提出し、添削指導を受けます。手書きの場合は本学院の指定原稿用紙、パソコンの場合は指示する書式設定で作成します。

カリキュラムの全科目(履修免除科目を除く)について合格点(100 点満点で 60 点以上)を得ることで履修認定します。不合格(59 点以下)の場合は再提出となり、別途手数料が必要です。

学習上の質問は、メールまたは質問用紙で受付けます。

2. スクーリング(面接授業)

カリキュラムのスクーリング科目(P8～9)について、講義を通した直接指導および科目試験を行います。全科目(履修免除科目を除く)に出席し、科目試験に合格することで履修認定します。

科目試験不合格(59 点以下)の場合は、再試験(レポート)となり別途手数料が必要です。

学習計画のスクーリング日程(P8～9)に出席できなかった場合は、翌年等のスクーリング日程での再履修となり、別途手数料が必要です。

また、「ソーシャルワーク実習指導」は、実習が必要な方のみ受講します。

実習前には「ソーシャルワーク実習」の意義や心構え、実習先やその地域への理解を深め、実習計画書や必要書類を作成し、実習の準備をします。

実習後は、実習を振り返り、これまで学習した事柄と体験を結びつけ、専門援助技術を身に付けることを目指します。

3. ソーシャルワーク実習

医療や福祉の現場で実習を行い、精神保健福祉に関する専門知識や援助技術、関連知識を学びます。

2025 年 3 月 31 日時点において、指定施設での精神障害者に対する相談援助の実務経験が1年未満の方は「ソーシャルワーク実習」の履修が必要です。

実習は、本学院が指定する施設で合計 210 時間(27 日間)以上実施します。

精神科病院等の医療機関にて 90 時間(12 日間)以上、障害福祉サービス事業所等にて 120 時間(15 日間)以上行います。

各実習施設における 1 日あたりの実習時間により規定時間数を満たさない場合には、上記実習日数に 1 日追加して実施します。

入学時に実習の一部免除を認められた方は、障害福祉サービス事業所等の実習時間のうち 60 時間(8 日間)の実習が免除されます。よって、精神科病院等の医療機関にて 90 時間(12 日間)以上、障害福祉サービス事業所等にて 60 時間(8 日間)以上の実習を行います。

時期は、スクーリング「ソーシャルワーク実習指導(実習前)」受講後、＜一般養成課程＞は 1 月～8 月、＜短期養成課程＞は 9 月～11 月の間で行います。

実習前には実習施設へ訪問し、実習指導者と打ち合わせや事前準備をします。

実習期間中には、本学院の教員が実習先を訪問し、指導や相談にあたります。

実習は、連続して行います。2 か所の施設はそれぞれ別の時期に期間を設けますが、週1～3 日や1週間単位、土日のみ等の実施希望にはお応えできません。

また、実習の休日等は、実習施設の日程に合わせます。休日等を含めると、実習期間は上記以上にかかります。

実習実施に関する希望調査は入学後行いますが、すべてが希望通りになるとは限りません。

施設の受け入れ状況等によりお住まいの地域に実習施設がない場合、その他の地域で実習実施となる場合があります。

上記内容をふまえ、あらかじめ職場やご家族等のご理解を得たうえで、お願いいたします。

■ 学習計画

すべてのカリキュラムを履修し、本課程を修了することにより、精神保健福祉士の国家試験受験資格が与えられます。修業年限(一般養成課程1年8カ月・短期養成課程9カ月)で修了できなかった場合の在学可能期間は、入学後4年間です。

<一般養成課程>

1. カリキュラム

科目名	スクーリング (面接授業)	レポート		実習
		回数	提出時期(20日～末日)	
医学概論	—	1回	2026年8月	—
心理学と心理的支援	—	1回	2026年9月	—
社会学と社会システム	—	1回	2026年6月	—
社会福祉の原理と政策	—	2回	2025年5月、7月	—
地域福祉と包括的支援体制	—	2回	2025年7月、11月	—
社会保障	—	2回	2026年2月、4月	—
障害者福祉	—	1回	2025年9月	—
権利擁護を支える法制度	—	1回	2026年9月	—
刑事司法と福祉	—	1回	2026年2月	—
社会福祉調査の基礎	—	1回	2026年6月	—
精神医学と精神医療	6時間	2回	2025年5月、7月	—
現代の精神保健の課題と支援	6時間	2回	2025年7月、9月	—
ソーシャルワークの基盤と専門職	3時間	1回	2025年5月	—
精神保健福祉の原理	6時間	2回	2025年11月、 2026年2月	—
ソーシャルワークの理論と方法	6時間	2回	2025年9月、11月	—
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	6時間	2回	2026年4月、8月	—
精神障害リハビリテーション論	3時間	1回	2025年11月	—
精神保健福祉制度論	3時間	1回	2026年4月	—
ソーシャルワーク演習	3時間	1回	2025年9月	—
ソーシャルワーク演習(専門)	9時間	3回	2026年 2月、4月、6月	—
ソーシャルワーク実習指導 ※実習が必要な方のみ	9時間	3回	2025年11月、 2026年4月、8月	—
ソーシャルワーク実習	—	—	—	医療機関 90時間 (12日間)
				福祉施設 120時間 (15日間)

2. スクーリング(面接授業)日程

スクーリング科目	第1回：2025年9月13日～15日(3日間) 第2回：2025年10月11日、12日(1日半) 第3回：2026年8月8日～11日(4日間)
ソーシャルワーク実習指導 ※実習が必要な方のみ	実習前：2025年12月7日(1日) 実習後：2026年8月12日(半日)

※ 日程については変更する場合がありますのでご了承ください。

3. ソーシャルワーク実習＜一般養成課程＞

ソーシャルワーク実習 (210 時間)	実習時期：2026 年 1 月～8 月 実習時間：医療機関にて 90 時間(12 日間) 障害福祉サービス事業所等にて 120 時間(15 日間)
------------------------	---

＜短期養成課程＞

1. カリキュラム

科目名	スクーリング (面接授業)	レポート		実習
		回数	提出時期(20 日～末日)	
精神医学と精神医療	6 時間	2 回	5 月、7 月	—
現代の精神保健の課題と支援	6 時間	2 回	7 月、9 月	—
精神保健福祉の原理	6 時間	2 回	7 月、9 月	—
ソーシャルワークの理論と方法	6 時間	2 回	5 月、7 月	—
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	6 時間	2 回	9 月、11 月	—
精神障害リハビリテーション論	3 時間	1 回	9 月	—
精神保健福祉制度論	3 時間	1 回	11 月	—
ソーシャルワーク演習(専門)	9 時間	3 回	5 月、7 月、9 月	—
ソーシャルワーク実習指導 ※実習が必要な方のみ	9 時間	3 回	7 月、9 月、11 月	—
ソーシャルワーク実習	—	—	—	医療機関 90 時間 (12 日間)
				福祉施設 120 時間 (15 日間)

2. スクーリング(面接授業)日程

スクーリング科目	第 1 回：2025 年 7 月 19 日、20 日(2 日) 第 2 回：2025 年 8 月 9 日～12 日(4 日) 第 3 回：2025 年 12 月 6 日、7 日(1 日半)
ソーシャルワーク実習指導 ※実習が必要な方のみ	実習前：2025 年 8 月 13 日(1 日) 実習後：2025 年 12 月 7 日(半日)

※ 日程については変更する場合がありますのでご了承ください。

3. ソーシャルワーク実習

ソーシャルワーク実習 (210 時間)	実習時期：2025 年 9 月～11 月 実習時間：医療機関にて 90 時間(12 日間) 障害福祉サービス事業所等にて 120 時間(15 日間)
一部実習免除者 ソーシャルワーク実習 (150 時間)	実習時期：2025 年 9 月～11 月 実習時間：医療機関にて 90 時間(12 日間) 障害福祉サービス事業所等にて 60 時間(8 日間)

■ 基礎科目について

社会福祉士(登録見込み含む)以外の方が短期養成課程に出願する場合、社会福祉に関する基礎科目をすべて履修している必要があります。履修された学校等で「基礎科目履修証明書」(P23)の発行を受けてください。入学年によって科目名や科目数が異なります。

旧カリキュラムを履修されている方は、本学院ホームページ「募集要項」から精神保健福祉学科の募集要項をダウンロードし、該当する基礎科目履修証明書様式を使用してください。内容が網羅されていれば、出身学校の様式でも差し支えありません。

<基礎科目および読替の目安>

○ 2021年4月以降の入学者で現行カリキュラム(2025年2月からの国家試験内容)履修者(12科目)

【精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(令和2年文部科学省・厚生労働省令第2号)】

基礎科目名		読替の目安
1	医学概論	医学一般、医学知識、人体の構造・機能・疾病、人体の構造と機能及び疾病
2	心理学と心理的支援	①心理学、心理学理論と心的支援 ②臨床心理学及び発達心理学の2科目
3	社会学と社会システム	①社会学、社会理論と社会システム ②家族社会学及び地域社会学の2科目
4	社会福祉の原理と政策	社会福祉、福祉政策、社会福祉政策、現代社会と福祉
5	地域福祉と包括的支援体制	①地域福祉、地域福祉の理論と方法 ②地域福祉及びコミュニティーワークまたはコミュニティーソーシャルワークのうちいずれかの2科目
6	社会保障	社会保障制度、社会保障サービス
7	障害者福祉	障害者福祉制度、障害者福祉サービス、障害福祉、障害福祉制度、障害福祉サービス、障害児・者福祉、障害児・者福祉制度、障害児・者福祉サービス、障害者に対する支援と障害者自立支援制度
8	権利擁護を支える法制度	①権利擁護と成年後見、権利擁護と成年後見制度 ②権利擁護及び成年後見制度、成年後見、民法総則、民法総論のうちいずれかの2科目
9	刑事司法と福祉	更生保護、更生保護制度、司法福祉
10	社会福祉調査の基礎	社会調査、社会福祉調査、社会調査の基礎
11	ソーシャルワークの基盤と専門職	社会福祉援助技術、ソーシャルワーク、ソーシャルワークの基盤と専門職、相談援助、相談援助の基盤と専門職
12	ソーシャルワーク演習	相談援助技術演習、社会福祉援助技術演習、社会福祉演習、相談援助演習

○ 2012年4月以降の入学者で旧カリキュラム(2024年2月までの国家試験内容)履修者(11科目)

【精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(平成23年文部科学省令・厚生労働省令第3号)】

基礎科目名		読替の目安
1	人体の構造と機能及び疾病	医学一般、医学概論、医学知識、人体の構造・機能・疾病
	心理学理論と心理的支援	①心理学 ②臨床心理学及び発達心理学の2科目
	社会理論と社会システム	①社会学 ②家族社会学及び地域社会学の2科目
2	現代社会と福祉	社会福祉、福祉政策、社会福祉政策
3	地域福祉の理論と方法	①地域福祉(「地域福祉の理論と方法」の内容が網羅されている場合に限る) ②地域福祉及びコミュニティーワークまたはコミュニティーソーシャルワークのうちいずれかの2科目
4	社会保障	社会保障制度、社会保障サービス
5	低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助、生活保護、生活保護制度
6	福祉行財政と福祉計画	福祉行財政、社会福祉行財政、社会福祉行政のうちいずれか及び福祉計画、社会福祉計画のうちいずれかの2科目
7	保健医療サービス	①保健医療、保健医療制度、医療制度 ②医療福祉、医療ソーシャルワーク(「保健医療サービス」の内容が網羅されている場合に限る)
8	権利擁護と成年後見制度	①権利擁護と成年後見 ②権利擁護及び成年後見制度、成年後見、民法総則、民法総論のうちいずれかの2科目
9	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉、障害者福祉制度、障害者福祉サービス、障害福祉、障害福祉制度、障害福祉サービス、障害児・者福祉、障害児・者福祉制度、障害児・者福祉サービス
10	精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	相談援助の基盤と専門職、社会福祉援助技術、ソーシャルワーク、ソーシャルワークの基盤と専門職、相談援助

11	精神保健福祉援助演習 (基礎)	相談援助演習、相談援助技術演習、社会福祉援助技術演習、社会福祉演習、ソーシャルワーク演習、精神保健福祉援助演習、精神保健福祉援助技術演習、精神保健福祉演習
----	--------------------	---

○ 2009年4月から2012年3月までの入学者に適用(7科目)

【精神保健福祉士法第7条第2号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目(平成20年厚生労働省告示第308号)】

基礎科目名		読替の目安	
1	人体の構造と機能及び疾病	医学一般、医学概論、医学知識	
	心理学理論と心理的支援	①心理学 ②臨床心理学及び発達心理学の2科目	
	社会理論と社会システム	①社会学 ②家族社会学及び地域社会学の2科目	
2	社会保障	社会保障制度、社会保障サービス	
3	低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助、生活保護、生活保護制度	
4	福祉行財政と福祉計画	福祉行財政、社会福祉行財政、社会福祉行政のうちのいずれか及び福祉計画の2科目	
5	保健医療サービス	保健医療、保健医療制度、医療制度	
6	権利擁護と成年後見制度	①権利擁護と成年後見 ②権利擁護及び成年後見制度、成年後見、民法総則、民法総論のうちのいずれかの2科目	
7	精神保健福祉援助技術総論	社会福祉援助技術総論、社会福祉方法原論、社会福祉方法原理、社会福祉方法論、社会事業方法論、社会福祉方法総論、ソーシャルワーク原論、ソーシャルワーク論、ソーシャルワーク	

○ 2009年3月31日までの入学者に適用(5科目)

【精神保健福祉士法第7条第2号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目(平成10年厚生省告示第9号)】

基礎科目名		読替の目安	
1	社会福祉原論	社会福祉原理論、社会福祉概論、社会事業概論、社会福祉概説、社会福祉学概論、社会福祉学、社会福祉、社会福祉総論	
2	社会保障論	社会保障概論、社会保障	
	公的扶助論	公的扶助、生活保護論、生活保護制度論、生活保護	
	地域福祉論	地域福祉	
3	精神保健福祉援助技術総論	社会福祉援助技術総論、社会福祉方法原論、社会福祉方法原理、社会福祉方法論、社会事業方法論、社会福祉方法総論、ソーシャルワーク原論、ソーシャルワーク論、ソーシャルワーク	
4	医学一般	医学概論、医学知識	
5	心理学	①心理学概論 ②臨床心理学と発達心理学をともに履修していること	
	社会学	①社会学概論 ②家族社会学と地域社会学をともに履修していること	
	法学	①法学概論、法律学 ②憲法、民法及び行政法を履修していること	

■ 精神保健福祉に関する相談援助業務とは

精神保健福祉国家試験の受験資格を得るために必要な相談援助業務の範囲は、次のとおりです。

【精神保健福祉士法施行規則(平成10年厚生省令第11号)第2条】

【精神保健福祉法施行規則第2条第15号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設(平成23年厚生労働省告示第277号)】

【指定施設における業務の範囲等について(平成23年8月5日障発0805第4号)】

<相談援助の業務>

【精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について(平成14年5月20日障精発0520001号)別添】

精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言や指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行うことであることから、精神保健福祉士の国家試験受験資格を得るために必要な実務経験については、次頁の①から⑤に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することが要件です。

ご自身の業務内容が実務経験として認められるかどうかは、証明をうける施設等にて確認ください。

① 精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

② 精神障害者に対する助言や指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導

③ 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練

④ 精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援

⑤ 援助を行なうための関係者との連絡・調整等

ケースカンファレンス等の会議への出席、ケース記録等の関係書類の整理、職員間の申し送り・連絡・調整、関係機関との連絡・調整

なお、病棟における食事の介助や入浴の介助等の業務は、実務経験としては認められません。

<業務従業期間の計算方法>

精神保健福祉に関する相談援助業務に従事した期間は、当該施設等と雇用関係があり、常勤(労働時間が常勤者の概ね4分の3以上である方を含む)で従事した期間を通算して計算する。

<対象となる施設(事業)・職種>

第26回国家試験の相談援助業務の範囲

いずれも、精神障害者に対してサービスを提供するものに限ります。

これに示す施設(事業)種類・職種以外での相談援助業務は、実務経験の対象となりません(厚生労働大臣が個別に認める場合を除く)。ただし、第27回国家試験の相談援助業務の範囲(公益財団法人社会福祉振興・試験センターホームページ <https://www.sssc.or.jp>)に追加がある場合は、それを含みます。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

施設(事業)種類	コード番号	職種
精神科病院	A0001	精神科ソーシャルワーカー
	A0002	医療ソーシャルワーカー
精神保健福祉センター	A0003	精神保健福祉相談員
	A0004	社会福祉士
	A0005	精神科ソーシャルワーカー
	A0006	心理判定員

児童福祉法

施設(事業)種類	コード番号	職種	
障害児通所支援事業を行う施設 (医療型児童発達支援を除く) (児童デイサービスであった期間を含む)	児童発達支援	A0101	相談援助業務に従事する職員
	放課後等デイサービス	A0102	
	居宅訪問型児童発達支援	A0103	
	保育所等訪問支援	A0104	
乳児院	A0105	児童指導員	
	A0106	保育士	
	A0107	家庭支援専門相談員	
児童養護施設	A0108	児童指導員	
	A0109	保育士	
	A0110	家庭支援専門相談員	
	A0111	職業指導員	
福祉型障害児入所施設 (知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む)	A0112	児童指導員	
	A0113	保育士	
	A0114	児童発達支援管理責任者	
	A0115	職業指導員	
	A0116	心理指導担当職員	
児童心理治療施設 (旧:情緒障害児短期治療施設)	A0117	児童指導員	
	A0118	保育士	
	A0119	家庭支援専門相談員	

施設(事業)種類	コード番号	職 種
児童相談所	A0120	児童福祉司
	A0121	受付相談員
	A0122	相談員
	A0123	電話相談員
	A0124	児童心理司
	A0125	児童指導員
	A0126	保育士
母子生活支援施設	A0127	母子支援員
	A0128	少年を指導する職員
障害児相談支援事業を行う施設	A0129	相談支援専門員
児童自立支援施設	A0130	児童自立支援専門員
	A0131	児童生活支援員
	A0132	職業指導員
児童家庭支援センター	A0133	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第88条の3第1項に規定する職員
児童自立生活援助事業を行う施設	A0134	相談援助業務を行う指導員

地域保健法

施設(事業)種類	コード番号	職 種
<ul style="list-style-type: none"> 保健所 市町村保健センター 	A0201	精神保健福祉相談員
	A0202	社会福祉士
	A0203	精神科ソーシャルワーカー
	A0204	心理判定員

医療法

施設(事業)種類	コード番号	職 種
<ul style="list-style-type: none"> 病院 診療所 <small>(精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る)</small>	A0301	精神科ソーシャルワーカー
	A0302	医療ソーシャルワーカー

生活保護法

施設(事業)種類	コード番号	職 種
救護施設	A0401	生活指導員
更生施設	A0402	
被保護者就労支援事業を行う事業所	A0403	就労支援員
<ul style="list-style-type: none"> 被保護者就労準備支援事業を行う事業所 被保護者家計改善支援事業を行う事業所 	A0404	就労支援員
	A0405	被保護者就労準備支援担当者
	A0406	相談支援に従事する者
就労支援事業を行なう事業所[自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業]	A0407	就労支援員
日常生活支援住居施設	A0408	生活支援員
	A0409	生活支援提供責任者

地方自治体

施設(事業)種類	コード番号	職 種
<ul style="list-style-type: none"> 市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署 区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署 町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署 	A0501	精神保健福祉相談員
	A0502	社会福祉士
	A0503	精神科ソーシャルワーカー
	A0504	心理判定員

生活困窮者自立支援法

施設(事業)種類	コード番号	職 種
<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立相談支援事業を行う自立相談支援機関 生活困窮者就労準備支援事業を行なう事業所 生活困窮者家計改善支援事業を行なう事業所 	A0601	主任相談支援員
	A0602	相談支援員
	A0603	就労支援員
	A0604	家計改善支援員
	A0605	就労準備支援担当者

社会福祉法

施設(事業)種類	コード番号	職 種
福祉事務所	A0701	査察指導員
	A0702	身体障害者福祉司
	A0703	知的障害者福祉司
	A0704	老人福祉指導主事
	A0705	現業員
	A0706	家庭児童福祉主事
	A0707	家庭相談員
	A0708	面接員に担当する職員
	A0709	婦人相談員
	A0710	母子・父子自立支援員
	A0711	母子・父子自立支援プログラム策定員
	A0712	就業支援専門員
	A0713	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員
	A0714	生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	A0715	専門員
市町村社会福祉協議会	A0716	福祉活動専門員
	A0717	相談援助業務(主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る)に従事する職員

知的障害者福祉法

施設(事業)種類	コード番号	職 種
知的障害者更生相談所	A0801	知的障害者福祉司
	A0802	心理判定員
	A0803	職能判定員
	A0804	ケースワーカー

法務省設置法

施設(事業)種類	コード番号	職 種
保護観察所	A0901	社会復帰調整官
	A0902	保護観察官

障害者の雇用の促進等に関する法律

施設(事業)種類	コード番号	職 種
広域障害者職業センター	A1001	障害者職業カウンセラー
地域障害者職業センター	A1002	障害者職業カウンセラー
	A1003	職場適応援助者
障害者就業・生活支援センター	A1004	主任就業支援担当者
	A1005	就業支援担当者
	A1006	主任職場定着支援担当者
	A1007	生活支援担当職員

売春防止法

施設(事業)種類	コード番号	職 種
婦人相談所	A1101	相談指導員
	A1102	判定員
	A1103	婦人相談員
婦人保護施設	A1104	入所者を指導する職員

刑事収容施設法

施設(事業)種類	コード番号	職 種
刑事施設	A1201	刑務官
	A1202	法務教官
	A1203	法務技官(心理)
	A1204	福祉専門官

少年院法

施設(事業)種類	コード番号	職 種
少年院	A1301	法務教官
	A1302	法務技官(心理)
	A1303	福祉専門官

少年鑑別所法

施設(事業)種類	コード番号	職 種
少年鑑別所	A1401	法務教官
	A1402	法務技官(心理)

更生保護事業法

施設(事業)種類	コード番号	職 種
更生保護施設	A1501	補導に当たる職員
	A1502	福祉職員
	A1503	薬物専門職員
	A1504	訪問支援職員

発達障害者支援法

施設(事業)種類	コード番号	職 種
発達障害者支援センター	A1601	相談支援を担当する職員
	A1602	就労支援を担当する職員

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

施設(事業)種類	コード番号	職 種		
障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設	A1701	生活支援員	
	自立訓練を行う施設	A1702	サービス管理責任者	
	就労移行支援を行う施設	A1703	職業指導員	
		A1704	生活支援員	
		A1705	就労支援員	
	就労継続支援を行う施設	A1706	サービス管理責任者	
		A1707	職業指導員	
		A1708	生活支援員	
	就労定着支援を行う施設	A1709	サービス管理責任者	
		A1710	就労定着支援員	
		A1711	サービス管理責任者	
	自立生活援助を行う施設	A1712	相談援助業務に従事する職員	
		A1713	地域生活支援員	
		A1714	サービス管理責任者	
		A1715	相談援助業務に従事する職員	
短期入所を行う施設 重度障害者等包括支援を行う施設 共同生活援助を行う施設 (共同生活介護であった期間を含む)	A1716	相談援助業務に従事する職員		
地域生活支援事業	日中一時支援事業を行っている施設 障害者相談支援事業を行っている施設 障害児等療育支援事業を行っている施設	A1717	相談援助業務に従事する職員	
		一般相談支援事業を行う施設 特定相談支援事業を行う施設 (相談支援事業を行う施設であった期間を含む)	A1718	相談支援専門員
			障害者支援施設	A1719
A1720	就労支援員			
A1721	サービス管理責任者			
地域活動支援センター	A1722	指導員		
福祉ホーム	A1723	管理人		
基幹相談支援センター	A1724	相談援助業務に従事する職員		

介護保険法

施設(事業)種類	コード番号	職 種
地域包括支援センター	A1801	包括的支援事業に係る業務を行う職員 (介護保険法第115条の45第2項第4号から第5号までに掲げる事業を除く) ※「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって精神保健福祉士国家試験を受験することができません。

職業安定所

施設(事業)種類	コード番号	職 種
公共職業安定所	A1901	精神障害者雇用トータルサポーター
	A1902	発達障害者雇用トータルサポーター
	A1903	雇用トータルサポーター(大学等支援分)

その他

施設(事業)種類	コード番号	職 種
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行う施設	A2001	地域体制整備コーディネーター
	A2002	地域移行推進員
アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行う施設	A2003	相談援助業務に従事する職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)
第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	A2004	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	A2005	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
スクールソーシャルワーカー活用事業を行う施設	A2006	スクールソーシャルワーカー
母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行う施設	A2007	相談員
ひきこもり地域支援センター	A2008	ひきこもり支援コーディネーター
地域生活定着支援センター	A2009	相談援助業務に従事する職員
ホームレス自立支援事業を行う施設	A2010	生活相談指導員
地域若者サポートステーション	A2011	相談援助業務に従事する職員
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	A2012	支援コーディネーター

現在廃止事業の分野

以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、精神保健福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設(事業)種類	コード番号	職 種
精神障害者地域生活援助事業を行う施設	001	世話人
精神障害者社会復帰施設	002	精神障害者社会復帰指導員
	003	管理人
知的障害者援護施設	004	生活支援員
児童デイサービス	005	相談援助業務に従事する職員

〔出願書類様式〕

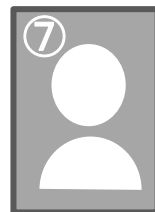
■ 入学願書記入例

2025年度 精神保健福祉学科
入学願 書

※ 学籍番号	
※ 受付番号	
※ 受付日	年 月 日

左記を参考にし
て、太枠内を記
入ください

志望課程 (該当項目に☑を付けてください)	<input type="checkbox"/> 精神保健福祉学科(通信課程)一般養成課程 <input checked="" type="checkbox"/> 精神保健福祉学科(通信課程)短期養成課程		願書作成日 2024年12月15日
出願区分 (該当項目に☑を付けてください)	<input type="checkbox"/> 1次募集 <input type="checkbox"/> 2次募集 <input checked="" type="checkbox"/> 3次募集 <input type="checkbox"/> 4次募集 <input type="checkbox"/> 5次募集	<input checked="" type="checkbox"/> 学習概要および実習につ いて理解しました。	
フリガナ	シコク フク		
氏名	四国 福 ^① (旧氏名)		
生年月日	西暦 1986年11月6日 (38歳)	性別	女
現住所	〒799-0422 愛媛県四国中央市中之庄町1684-10		
連絡先	携帯	080-****-****	自宅 0896-24-1000
	メール	info@rwf.ac.jp	
勤務先	設置主体(法人名)		勤務先名称
	社会医療法人 RWF		四国中央ホスピタル
	職種	所在地	
	医療 ソーシャルワーカー	〒794-0020 愛媛県今治市****0000 電話(0898-24-****)	
② 最終学歴	学校名 〇〇福祉大学	修業年限 4年制	学部・学科・専攻 社会福祉学科 2009年3月(卒業)・卒業見込
③ 職歴	勤務期間	勤務先	
	2020年4月～ 年 月	社会医療法人 RWF 四国中央ホスピタル	
	2015年4月～2018年3月	社会福祉法人瀬戸内会 特別養護老人ホーム四国中央	
④ 資格・免許	名称	取得機関	取得年月日
	社会福祉士	公益財団法人 社会福祉振興・試験センター	2009年3月23日 年 月 日
一般養成課程 出願資格要件 (該当項目に☑を付けてください)	<input type="checkbox"/> 4年制大学等卒業[<input type="checkbox"/> 見込み] (+ <input type="checkbox"/> 実務経験1年[<input type="checkbox"/> 見込み]) <input type="checkbox"/> 3年制短期大学等卒業+実務経験1年[<input type="checkbox"/> 見込み] <input type="checkbox"/> 2年制短期大学等卒業+実務経験2年[<input type="checkbox"/> 見込み] <input type="checkbox"/> 実務経験4年[<input type="checkbox"/> 見込み]		
⑤ 短期養成課程 出願資格要件 (該当項目に☑を付けてください)	<input checked="" type="checkbox"/> 社会福祉士登録者[<input type="checkbox"/> 見込み] (+ <input checked="" type="checkbox"/> 実務経験1年[<input type="checkbox"/> 見込み]) <input type="checkbox"/> 4年制福祉系大学等卒業[<input type="checkbox"/> 見込み] (+ <input type="checkbox"/> 実務経験1年[<input type="checkbox"/> 見込み]) <input type="checkbox"/> 3年制福祉系短期大学等卒業+実務経験1年[<input type="checkbox"/> 見込み] <input type="checkbox"/> 2年制福祉系短期大学等卒業+実務経験2年[<input type="checkbox"/> 見込み]		
既修得科目読替 (該当項目に○を付けてください)	希望する 希望しない	⑥ 学院出身者・ 家族優遇制度 (該当項目に○を付けてください) 該当する 該当しない	入学学科 理学療法 学科 入学年度 2018 年度 氏名 * 家族優遇制度該当者は記入 四国 福士
志望の動機 スキルアップのため、精神保健福祉士の資格を取得したいと考えます。			



①氏名

現在の氏名と証
明書等の氏名が
異なる場合は、
旧氏名も記入く
ださい。

②最終学歴

出願資格に該当
する学校名を記
入ください。

③職歴

直近の勤務先に
ついて記入くだ
さい。

④資格・免許

保健、福祉、医
療に関する資格
を取得している
方は、取得年月
日と取得機関を
記入ください。

⑤出願資格要件

該当する出願資
格の☐にレ点を入
れてください。

⑥学院出身者・
家族優遇制度

該当者(P6)は、
入学学科および
入学年度、家族
優遇制度該当者
は、ご家族の氏
名も記入くださ
い。

⑦写真

運転免許証サイ
ズ(3cm×2.4cm)
の証明写真を用
意し、裏面に氏
名を記入のうえ
貼付ください。

※ 選考結果 | ※ 実習 | ※ 実習時間 | ※ 照合

■ 実務経験申告書・証明書(個票)記入例

【精神保健福祉学科】 ※受付番号

(1) 実務経験申告書

四国中央医療福祉総合学院長 殿 2024 年 12 月 1 日

申告者
氏名 四国 福 (四国) 印
住所 愛媛県四国中央市中之庄町
1684-10

私の精神保健福祉に関する相談援助の実務経験は、以下のとおりですので、代表者等の証明書「実務経験証明書(個票)」を添えて申告いたします。
※裏面<記載に際しての注意事項>を先に確認し、「実務経験証明書(個票)」にて証明される実務経験を記入ください。

① 所属している(していた)病院・機関・施設等の名称	② 施設(事業)等種類		③ 従業期間	証明権者(病院・機関・施設等の代表者等・氏名)
	職種			
社会医療法人 RWF 四国中央ホスピタル	精神科病院	医療 ソーシャルワーカー	R5 年 4 月 1 日 ~ R6 年 12 月 1 日 (1 年 9 ヶ月)	社会医療法人 RWF 理事長 佐藤 二郎
			合計 1 年 9 ヶ月 (□見込み)	

—お願い—

(1) 申告書と(2)証明書の記載内容は一致させてください。一致していない場合、訂正のうえ再提出いただきます。訂正は、二重線を引き、押印のうえ記入ください。

(1)実務経験申告書

すべて申告者本人が記入ください。
同法人内での異動も、施設名や施設種類、職種等が異なる場合は、分けて記入ください。

(2)実務経験証明書(個票)

すべて証明する施設等の方が記入ください(役職印以外は、ゴム印や印刷したものでも差し支えありません)。1施設1職種ごとに証明が必要です。証明する施設や職種が複数の場合は、コピーして使用ください。

実務経験見込みの場合

様式をコピーのうえ、見込みの□にチェックをし、入学資格要件を満たす就業期間の合計を記入ください。
実際に就業期間を満たした時点で改めて提出いただきます。

①施設(事業)等種類・職種

<対象となる施設(事業)・職種>
(P12~16)の該当する名称で記入ください。
その他の名称は認められません。

②従業期間

必要以上の実務経験を証明する必要はありません。ただし、出願資格要件を満たす期間を記入ください。
複数の実務経験がある場合は、実務経験申告書のみ合計の欄も記入ください。

③証明権者

証明をうける病院・機関・施設等の代表者名を記入ください。

④コード番号記載欄

<対象となる施設(事業)・職種>
(P12~16)のコード番号を確認のうえ、該当施設種類と職種が一致するコード番号を記入ください。

⑤代表者・役職印

証明をする代表者(理事長・病院長・施設長・課長等)の記名押印をお願いします。

【精神保健福祉学科】 ※受付番号

(2) 実務経験証明書(個票)

四国中央医療福祉総合学院長 殿

<証明権者の方へのお願い>
[施設(事業)等種類] および [職種] 欄は、募集要項(P12~16)の [施設種類] および [職種] に該当する名称で記入ください。該当しない名称や略称は実務経験として認められません。
その他、ご不明な点がございましたら、裏面<記載に際しての注意事項>をご覧ください。

フリガナ	シヨク フク	生年月日(年齢)
氏名	四国 福	1986 年 11 月 6 日 生 (38 歳)
病院・機関・施設等の名称	社会医療法人 RWF 四国中央ホスピタル	
施設(事業)等種類	精神科病院	
① 職種	医療ソーシャルワーカー	
② 従業期間	2023 年 4 月 1 日から 2024 年 12 月 1 日まで (1 年 9 ヶ月) □見込み	
	④ コード番号記載欄	A 0002

上記の者は、上記施設(事業)等種類および職種にて「精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の業務を行っている職員」である(あった)事を証明いたします。

証 明 日 2024 年 12 月 1 日

所 在 地 愛媛県今治市****0000

病院・機関・施設名 社会医療法人 RWF 四国中央ホスピタル

電 話 番 号 0898 - 24 - ****

⑤ 病院・機関・施設等代表者 社会医療法人 RWF 理事長 佐藤 二郎

理 印 事 長 (役職印)

2025年度 精神保健福祉学科 入学願書

※ 学籍番号	
※ 受付番号	
※ 受付日	年 月 日

志望課程 <small>(該当項目に☑を付けてください)</small>	<input type="checkbox"/> 精神保健福祉学科(通信課程)一般養成課程 <input type="checkbox"/> 精神保健福祉学科(通信課程)短期養成課程		願書作成日		
			年 月 日		
出願区分 <small>(該当項目に☑を付けてください)</small>	<input type="checkbox"/> 1次募集 <input type="checkbox"/> 2次募集 <input type="checkbox"/> 3次募集 <input type="checkbox"/> 4次募集 <input type="checkbox"/> 5次募集		<input type="checkbox"/> 学習概要および実習について理解しました。		
フリガナ					
氏名	(旧氏名)				
生年月日	西暦	年	月	日 (歳)	性別
現住所	〒 -				
連絡先	携帯			自宅	
	メール				
勤務先	設置主体(法人名)		勤務先名称		
	職種		所在地		
			電話()		
最終学歴	学校名		修業年限	学部・学科・専攻	
			年制	年 月 卒業・卒業見込	
職歴	勤務期間		勤務先		
	年	月	～	年	月
	年	月	～	年	月
資格・免許	名称		取得機関	取得年月日	
				年 月 日	
				年 月 日	
一般養成課程 出願資格要件 <small>(該当項目に☑を付けてください)</small>	<input type="checkbox"/> 4年制大学等卒業〔 <input type="checkbox"/> 見込み 〕 (+ <input type="checkbox"/> 実務経験1年〔 <input type="checkbox"/> 見込み 〕 <input type="checkbox"/> 3年制短期大学等卒業 + 実務経験1年〔 <input type="checkbox"/> 見込み 〕 <input type="checkbox"/> 2年制短期大学等卒業 + 実務経験2年〔 <input type="checkbox"/> 見込み 〕 <input type="checkbox"/> 実務経験4年〔 <input type="checkbox"/> 見込み 〕				
短期養成課程 出願資格要件 <small>(該当項目に☑を付けてください)</small>	<input type="checkbox"/> 社会福祉士登録者〔 <input type="checkbox"/> 見込み 〕 (+ <input type="checkbox"/> 実務経験1年〔 <input type="checkbox"/> 見込み 〕) <input type="checkbox"/> 4年制福祉系大学等卒業〔 <input type="checkbox"/> 見込み 〕 (+ <input type="checkbox"/> 実務経験1年〔 <input type="checkbox"/> 見込み 〕) <input type="checkbox"/> 3年制福祉系短期大学等卒業 + 実務経験1年〔 <input type="checkbox"/> 見込み 〕 <input type="checkbox"/> 2年制福祉系短期大学等卒業 + 実務経験2年〔 <input type="checkbox"/> 見込み 〕				
既修得科目読替 <small>(該当項目に○を付けてください)</small>	希望する	学院出身者・ 家族優遇制度 <small>(該当項目に○を付けてください)</small>	該当する	入学学科	学科
*希望者は、シラバスおよび成績証明書を添付ください。	希望しない	*該当者は、入学学科・入学年度・氏名を必ず記入ください。	該当しない	入学年度	年度
				氏名	*家族優遇制度該当者は記入
志望の動機					

写 真
① 3cm×2.4cm
② 裏面に氏名を記入後全面のり付け

※ 選考結果	※ 実習	※ 実習時間	※ 照合
合 ・ 否	有 ・ 無	210 ・ 150	

※印は本学院記入欄です。

																			25
																			30
																			35
																			40
																			45
																			50

実務経験申告書

四国中央医療福祉総合学院長 殿

年 月 日

申告者

氏 名 _____ (印)

住 所 _____

私の精神保健福祉に関する相談援助の実務経験は、以下のとおりですので、代表者等の証明書「実務経験証明書(個票)」を添えて申告いたします。

※ 裏面<記載に際しての注意事項>を先に確認し、「実務経験証明書(個票)」にて証明される実務経験を記入ください。

所属している(していた) 病院・機関・施設等の名称	施設(事業)等種類	従業期間	証明権者 (病院・機関・施設等の 代表者等・氏名)
	職 種		
		年 月 日 ~ 年 月 日 (年 ヶ月)	
		年 月 日 ~ 年 月 日 (年 ヶ月)	
		年 月 日 ~ 年 月 日 (年 ヶ月)	
		年 月 日 ~ 年 月 日 (年 ヶ月)	
合計			年 ヶ月 (□ 見込み)

<記載に際しての注意事項>

1. 「実務経験申告書」は、すべて申告者本人が記入ください。
2. 記載内容は、すべて「実務経験証明書(個票)」と一致させてください。
3. 同法人内での異動も、病院・機関・施設等の名称や施設(事業)等種類、職種が異なる場合は、分けて記入ください。
4. 従事する「見込み」の方は、本用紙をコピーし、[従業期間・合計]の見込みの□にレ点を入れ、実務経験見込申告書として使用ください。入学に必要な従業期間を実際に満たした後、改めて「実務経験申告書」および「実務経験証明書(個票)」を提出いただきます。
5. [施設(事業)等種類] および [職種] は、募集要項P12～16の **<対象となる施設(事業)・職種>** に該当する名称を記入ください。
6. [従業期間] の合計は、入学資格要件を満たす期間を申告ください。ただし、必要以上の実務経験を申告する必要はありません。
7. [証明権者] は、証明を受ける病院・機関・施設等の代表者名を記入ください。
8. 申告内容を訂正する場合は、二重線を引き、申告者の押印により訂正ください。

実務経験証明書(個票)

四国中央医療福祉総合学院長 殿

<証明権者の方へのお願い>

[施設(事業)等種類] および [職種] 欄は、募集要項(P12~16)の [施設(事業)種類] および [職種] に該当する名称で記入ください。該当しない名称や略称は実務経験として認められません。
 その他、ご不明な点がございましたら、裏面 <記載に際しての注意事項> をご覧ください。

フリガナ	生年月日(年齢)	
氏名	年 月 日生(歳)	
病院・機関・施設等の名称		
施設(事業)等種類	(法令上の施設種別名)	
職種	(法令上の職種名)	
従業期間	年 月 日から 年 月 日まで(年 カ月) <input type="checkbox"/> 見込み	
		コード番号 記載欄
<p>上記の者は、上記施設(事業)等種類および職種にて「精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の業務を行っている職員」である(あった)事を証明いたします。</p>		
証 明 日 年 月 日		
所 在 地		
病院・機関・施設名		
電 話 番 号		
病院・機関・施設等 代 表 者		役職印

＜記載に際しての注意事項＞

1. 「実務経験証明書(個票)」は、すべて証明する病院・機関・施設等の方が記入ください(役職印以外は、ゴム印や印刷したものでも差し支えありません)。なお、出願者本人が記入したものは無効となります。
2. 記載内容は、すべて「実務経験申告書」と一致させてください。
3. 同法人内での異動も、病院・機関・施設等の名称や施設(事業)等種類、職種が異なる場合は、それぞれの「実務経験証明書(個票)」が必要です。証明する施設等種類や職種が複数の場合は、本用紙をコピーして使用ください。
4. 従事する「見込み」の場合は、本用紙をコピーし、[従業期間・合計]の見込みの□にレ点を入れ、実務経験見込証明書として使用ください。入学に必要な従業期間を実際に満たした後、改めて「実務経験証明書(個票)」の作成をお願いします。
5. [施設(事業)等種類] および [職種] は、募集要項P12～16の <対象となる施設(事業)・職種> に該当する名称で記入ください。その他の名称・略称等は認められません。
6. [従業期間] は、<対象となる施設(事業)・職種> に該当する業務での従業期間を記入ください。
7. [コード番号記載欄] は、募集要項P12～16の <対象となる施設(事業)種類・職種> のコード番号を参照ください。
8. 証明内容を訂正する場合は、二重線を引き、証明権者の押印により訂正ください。

精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目履修証明書

【精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(令和2年文部科学省・厚生労働省令第2号)】

フリガナ			生 年 月 日
氏 名			年 月 日
基 礎 科 目		履修状況	大学等における履修科目名
1	医学概論		
2	心理学と心理的支援		
3	社会学と社会システム		
4	社会福祉の原理と政策		
5	地域福祉と包括的支援体制		
6	社会保障		
7	障害者福祉		
8	権利擁護を支える法制度		
9	刑事司法と福祉		
10	社会福祉調査の基礎		
11	ソーシャルワークの基盤と専門職		
12	ソーシャルワーク演習		

(注)履修状況欄には、履修済みの科目に○印を付してください。

上記の者は、当学校において精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目を修めたことを証明します。

年 月 日

所 在 地

学 校 名

学 校 代 表 者 氏 名

公印

(注) 履修科目が異なる場合において、募集要項10～11ページの<基礎科目およびの読替の目安>にないものについては、その履修科目の内容がわかるものを添付してください。

精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目履修証明書

【精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(平成23年文部科学省令・厚生労働省令第3号)】

フリガナ		生 年 月 日	
氏 名		年 月 日	
基 礎 科 目		履修状況	大学等における履修科目名
1	人体の構造と機能及び疫病 心理学理論と心理的支援 社会理論と社会システム ※上記、3科目の内1科目を履修していること		
2	現代社会と福祉		
3	地域福祉の理論と方法		
4	社会保障		
5	低所得者に対する支援と生活保護制度		
6	福祉行財政と福祉計画		
7	保健医療サービス		
8	権利擁護と成年後見制度		
9	障害者に対する支援と障害者自立支援制度		
10	精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)		
11	精神保健福祉援助演習(基礎)		

(注)履修状況欄には、履修済みの科目に○印を付してください。

上記の者は、当学校において精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目を修めたことを証明します。

年 月 日

所 在 地

学 校 名

学 校 代 表 者 氏 名

公印

(注)履修科目が異なる場合において、募集要項10～11ページの<基礎科目およびの読替の目安>にないものについては、その履修科目の内容がわかるものを添付してください。

精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目履修証明書

【精神保健福祉士法第7条第2号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目(平成20年厚生労働省告示第308号)】

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
基礎科目		履修状況	大学等における履修科目名
1	人体の構造と機能及び疫病 心理学理論と心理的支援 社会理論と社会システム ※上記、3科目の内1科目を履修していること		
2	社会保障		
3	低所得者に対する支援と生活保護制度		
4	福祉行財政と福祉計画		
5	保健医療サービス		
6	権利擁護と成年後見制度		
7	精神保健福祉援助技術総論		

(注)履修状況欄には、履修済みの科目に○印を付してください。

上記の者は、当大学において精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目を修めたことを証明します。

年 月 日

所 在 地

学 校 名

学校代表者氏名

公印

(注)履修科目が異なる場合において、募集要項10ページの<基礎科目およびの読替の目安>にないものについては、その履修科目の内容がわかるものを添付してください。

精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目履修証明書

【精神保健福祉士法第7条第2号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目(平成10年厚生省告示第9号)】

フリガナ		生 年 月 日	
氏 名		年 月 日	
基 礎 科 目		履修状況	大学等における履修科目名
1	社会福祉原論		
2	社会保障論 公的扶助論 地域福祉論 ※上記、3科目の内1科目を履修していること		
3	精神保健福祉援助技術総論		
4	医学一般		
5	心理学 社会学 法学 ※上記、3科目の内1科目を履修していること		

(注)履修状況欄には、履修済みの科目に○印を付してください。

上記の者は、当学校において精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目を修めたことを証明します。

年 月 日

所 在 地

学 校 名

学校代表者氏名

公印

(注)履修科目が異なる場合において、募集要項11ページの<基礎科目およびの読替の目安>にないものについては、その履修科目の内容がわかるものを添付してください。

社会福祉士「ソーシャルワーク実習」履修証明書

フリガナ		生年月日
氏名		年 月 日
学校における履修科目名	履修状況 ※1	ソーシャルワーク実習 実時間 ※2
		時間

(※1) 履修状況欄には、履修し単位を取得していれば○印を付してください。

(※2) ソーシャルワーク実習 実時間欄には、ソーシャルワーク実習を行った実際の時間数を記入してください。

上記の者は、当学校において社会福祉士「ソーシャルワーク実習」を履修し、修めたことを証明します。

年 月 日

所在地

学校名

学校代表者氏名

公印

学校(社会福祉士養成課程等)において社会福祉士「ソーシャルワーク実習」を履修し、休日等を除いた実実習時間数が法に定める実習時間数を越えている者については、精神保健福祉士「ソーシャルワーク実習」のうち、精神科病院等の医療機関以外の実習を60時間を免除するものである。

**A 入学選考料[振込証明書]
貼付台紙**

入学選考料10,000円の[振込証明書]をこちらに貼付してください。

銀行ATM発行の受領書のコピーやネット銀行の振込明細等でも差し支えありません。

振込明細等が大きい場合は、貼付せずに同封いただいても問題ありません。

2025年度四国中央医療福祉総合学院
社会福祉学科入学選考

(振込先)
愛媛銀行 三島支店 普通預金 5079737
コード番号
6: 一般養成課程(精神保健福祉学科)
7: 短期養成課程(精神保健福祉学科)

※ 巻末の振込依頼書を使用しない場合は、振込依頼人の前に社会福祉学科のコード番号「5」を入力ください。

※ ゆうちょ銀行からの送金は、ゆうちょ口座をお持ちでなければ利用できません。

(切り取り不要)

切手
貼付

郵便はがき

□	□	□	-	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---

住所

氏名

様

2025年度四国中央医療福祉総合学院
精神保健福祉学科入学選考

C 入学願書受付通知

通知を希望される方は、宛名を記入のうえ85円切手を貼付ください。

※ 受付番号

学校法人RWFグループ
四国中央医療福祉総合学院

(切り取り不要)

B 写真票

受付番号	※	氏名	
------	---	----	--

写真貼付欄
(縦3cm×横2.4cm)
(上半身、無帽、無背景)
3か月以内に撮影
のもので、裏面に
氏名を記入してく
ださい。

* 入学後、こちらの写真で学生証を作成します。
上部を軽く貼り付けてください。

本票の記入方法

本票の作成は、次の手順により行ってください。

1. 左端のミシン目でページ全体を切り取る。
2. A に入学選考料の「振込証明書」を貼付する。
3. B に学生証用の写真(縦3cm・横2.4cm・裏面に氏名記入)を貼付し、太枠に氏名を記入する。
4. C・Dは、通知を希望する方のみ、宛名を記入し、切手を貼付する。
5. A~Dは切り離さず、その他出願書類に同封する。

※印欄は学院使用欄です。

(切り取り不要)

切手
貼付

郵便はがき

□	□	□	-	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---

住所

氏名

様

2025年度四国中央医療福祉総合学院
精神保健福祉学科入学選考

D 入学手続完了通知

通知を希望される方は、宛名を記入のうえ85円切手を貼付ください。

※ 受付番号

学校法人RWFグループ
四国中央医療福祉総合学院

C 入学願書受付通知

出願者各位

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたびは、本学院 精神保健福祉学科(通信教育課程)入学選考にご出願いただき、誠にありがとうございます。受付完了をお知らせいたします。

入学選考結果通知到着(各募集区分受付期間最終日より10日以内に発送)まで、しばらくお待ちください。よろしくお願いいたします。

敬具

四国中央医療福祉総合学院
通信教育課程 事務局
電話番号 0896-24-1000

受付印

(切り取り不要)

D 入学手続完了通知

合格者各位

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

入学金等の納入が確認できましたので、入学手続完了をお知らせいたします。

4月初旬に学習の手引き等を送付いたします。

入学までに何かご不明な点がございましたら、お手数ですが、本学院までご連絡いただきたく存じます。

敬具

四国中央医療福祉総合学院
通信教育課程 事務局
電話番号 0896-24-1000

確認印

取り敢てくださ

四国中央医療福祉総合学院 (A)
振込依頼書 【入学選考料】

四国中央医療福祉総合学院 (B)
振込証明書 【入学選考料】

四国中央医療福祉総合学院 (C)
振込受領書

(取扱店保管)

(入学願書貼付用)

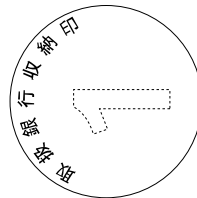
(本人保管)

依頼日	年月日	手数料	
振込先銀行	愛媛銀行 三島支店	金額	¥10,000-
預金種目口座番号	普通預金 5079737		
受取人口座名	<small>アールダブルエフグループ</small> 学校法人 R W F グループ		
学 科	※コード番号	※志望課程コード番号	
		6 : 一般養成課程 (精神保健福祉学科) 7 : 短期養成課程 (精神保健福祉学科)	
フリガナ			
氏 名			
住 所	〒		
	TEL () -		

手数料は本人負担でお願いいたします。

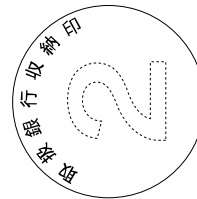
取扱金融機関へのお願

- 1) 太枠内を打電してください。
- 2) 志望課程のコード番号を氏名の頭部に打電してください。
- 3) 取扱銀行の収納印を①・②・③の3カ所に押印のうえ (B)・(C) 票を依頼人にお渡しください。



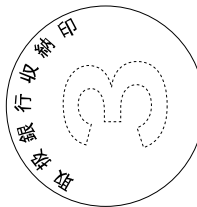
依頼日	年月日		
金額	¥10,000-		
取引銀行	愛媛銀行 三島支店		
受取人	学校法人 RWF グループ		
氏 名			

※この証明書は、入学願書に貼付してください。



依頼日	年月日		
金額	¥10,000-		
取引銀行	愛媛銀行 三島支店		
受取人	学校法人 RWF グループ		
氏 名			

※この受領書をもって精神保健福祉学科 (通信課程)
入学選考料の領収書とします。

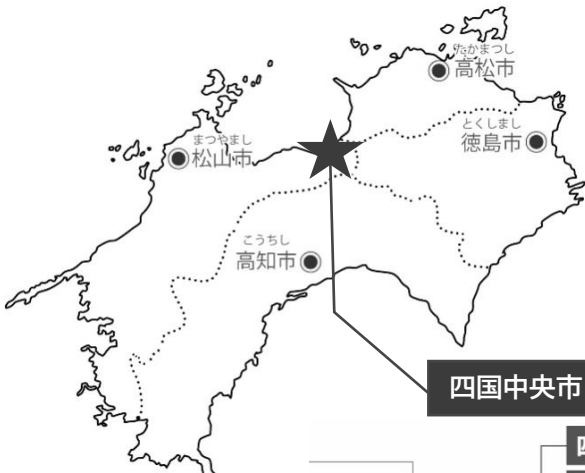


(受付金融機関→依頼人→本学院)

(受付金融機関→依頼人)

■ スクーリング会場案内図

四国中央医療福祉総合学院 本部棟
〒799-0422 愛媛県四国中央市中之庄町 1684-10




四国中央市

海と山に囲まれ、温暖な気候と自然に恵まれた四国中央市は、JR・高速道路からのアクセスの良い、利便性に富んだ土地柄です。

交通アクセス	鉄道を利用した場合	駐車場隣接
	■ JR 伊予三島駅より徒歩 約 10 分	
	自動車を利用した場合	
	■ 松山 IC 約 60 分 ■ 高松西 IC 約 45 分 ■ 高知 IC 約 50 分 ■ 徳島 IC 約 70 分	

四国中央医療福祉総合学院 看護学科棟

四国中央医療福祉総合学院 本部棟



近隣宿泊施設(本学院からの距離)

ホテルリブマックス伊予三島(1.0 km)
TEL:0896-23-2011


ホテル グランフォーレ(2.2 km)
TEL:0896-23-3355

ビジネスホテルマイルド(2.5 km)
TEL:0896-24-3090

ホテルルートイン四国中央-三島
川之江インター(4.4 km)
TEL:050-5211-5777

スーパーホテル四国中央(4.5 km)
TEL:0896-22-9000

周辺拡大図



■ 個人情報の取り扱いについて

出願にあたって本学院が取得した個人情報は、個人情報保護法に基づき厳重かつ適正に管理し、以下の目的にのみ使用いたします。また、ご本人の承諾なしに第三者へ開示、提供することはありません。

<使用目的>

- ① 出願処理
- ② 入学選考および選考結果通知
- ③ 入学手続きとそれに付随する事項を円滑に行う目的
- ④ 入学後の書類送付および事務連絡

学校法人 RWF グループ

四国中央医療福祉総合学院

〒799-0422 愛媛県四国中央市中之庄町 1684-10

お気軽にお問い合わせください

TEL

0896-24-1000

MAIL

info@rwf.ac.jp



募集要項サイト